

益田市農業委員会第33回総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 人権センター 多目的ホール

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(欠)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(欠)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席20名)(欠席4名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(欠)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(出)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(欠)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 棕木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(出)
19番 宮内 英之(出)	20番 棕木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第152号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第153号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第154号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第155号	農地でないことの確認について
報第132号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第133号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第134号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第135号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第136号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 33 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、10 番の領家委員、11 番の松本委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 6 番齋藤浩文委員、8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が 5 番山根健治委員、10 番寺戸豊太郎委員、12 番河野正憲委員、24 番三浦和顕委員。 はじめに、「議第 152 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中須町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中須町の畑 1 筆 492 平方メートルです。譲り渡し事由は、譲受人の要望に応えるため。譲り受け事由は、現在申請地を管理しており買い受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 2 月 15 日に大畑委員と行いました。この度、又賀さんが〇〇さんの方へ 3 条で譲り渡すということで、〇〇さんは既にこの農地を管理されております。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
西川友史会長	2 番 遠田町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、遠田町の田 1 筆 375 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作が困難なため。譲り受け事由は、近隣で耕作しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 2 月 16 日に澤江推進委員と行いました。この度、〇〇さんが〇〇さんへ 3 条で譲り渡すということで、〇〇さんはこの周辺の農地を管理されております。特に問題はないと思います。以上です。
西川友史会長	3 番 遠田町

事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、遠田町の田畑2筆 1,130平方メートルです。譲り渡し事由は、譲受人の要望に応えるため。譲り受け事由は、隣接する土地とともに買い受け耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4番吉村です。現地確認は2月16日に澤江推進委員と行いました。この度、〇〇さんが〇〇さんへ3条で譲り渡すということで、〇〇さんが住宅敷地と一緒にこの農地を譲り受けて管理されます。ちょっと広いとは思いますが果樹を植えて管理されるということで特に問題はないと思います。以上です。
西川友史会長	4番 久々茂町
事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、久々茂町の畑4筆 330平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作することが困難なため。譲り受け事由は、隣接する宅地とともに買い受け耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	7番御神本です。現地には2月15日に野村推進委員と確認に行っていました。この度、〇〇さんが〇〇さんへ3条で譲り渡すということで、〇〇さんが住宅敷地と一緒にこの農地を譲り受けて管理されます。既に綺麗に管理されており問題はないと思います。どうかご審議よろしくお願いいたします。
西川友史会長	5番 虫追町
事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、虫追町の畑1筆 248平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作することが困難なため。譲り受け事由は、近隣農地を耕作しており一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14番豊田です。2月16日に椋木推進委員と現地確認を行いました。この度、〇〇さんが〇〇さんへ3条で譲り渡すということで、〇〇さんが住宅敷地と

西川友史会長	一緒にこの農地を譲り受けて管理されます。既に管理されており問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
事務局	6 番 桂平町 本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、桂平町の田 2 筆 2,744 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢になり耕作することが困難なため。譲り受け事由は、近隣農地を耕作しており一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。〇〇さんは高齢により田を止められるということで、この田については〇〇さんがもらい受けるということです。〇〇さんは周辺の農地も耕作しているということで特段問題ないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
西川友史会長	本日の 3 条申請は以上 6 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 152 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 153 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 あけぼの西町 土地の所在は、あけぼの西町の田 1 筆 430 平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は地下浸透です。 資金証明については、既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 2 月 16 日に大畑委員と行いました。現地につきましては既に駐車場として利用されています。始末書や土地改良区の意見書も添付されており、仕方がないと判断しました。よろしくご審議お願いしま

西川友史会長	す。
事務局	2 番 大谷町
御神本康一委員	土地の所在は、大谷町の畑 1 筆 456 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
西川友史会長	7 番御神本です。現地には 2 月 15 日に野村推進委員と確認に行っていました。現地は既に駐車場として利用されています。始末書や土地改良区の意見書も添付されており、仕方がないと判断しました。どうかご審議よろしくお願いいたします。
事務局	3 番 久々茂町
御神本康一委員	土地の所在は、久々茂町の畑 3 筆 88 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は進入路及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明については既に完了しているためありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 7 番御神本です。現地には 2 月 15 日に野村推進委員と確認に行っていました。現地は既に駐車場及び進入路として利用されています。始末書や土地改良区の意見書も添付されており、仕方がないと判断しました。どうかご審議よろしくお願いいたします。
事務局	4 番 馬谷町
御神本康一委員	土地の所在は、馬谷町の畑 3 筆 1,065 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は宅地及び進入路で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は、既存の水路に接続します。 資金証明は既に完了しているためありません。

西川友史会長	ご審議の程宜しくお願いいたします。 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	7 番御神本です。齋藤委員が欠席のため代わりに報告します。現地には 2 月 15 日に野村推進委員と確認に行っていました。現地は既に宅地及び進入路として利用されています。始末書や土地改良区の意見書も添付されており、仕方がないと判断しました。どうかご審議よろしくお願いいたします。
西川友史会長	本日の 4 条申請は以上 4 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 153 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 154 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、中島町の畑 2 筆 1,584 平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 16 日に又賀委員と行いました。申請は宅地造成をするためです。上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	2 番及び 3 番 かもしま北町
事務局	整理番号 2 番～3 番は関連があるので一括して説明します。 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま北町の畑 2 筆 1,256 平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。

西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は2月16日に又賀委員と行いました。申請は賃貸集合住宅を建設するためです。上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。
西川友史会長	4番 遠田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、遠田町の田2筆 713平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
吉村太委員	4番吉村です。現地確認は2月16日に澤江推進委員と行いました。現地は先ほど3条で説明したところで、〇〇さんが個人住宅を建設するためです。場所としては問題ないと判断します。以上です。
西川友史会長	5番 横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、横田町の田2筆 1,333平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
領家耕一委員	10番領家です。2月16日に青木推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇の裏にあります。周辺は太陽光設備が設置されておりまして、また、隣接地の同意書、土地改良区の意見書もありまして、特に問題ないと思います。
西川友史会長	6番 戸田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田3筆 1,912平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。

西川友史会長	転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
柳田継男委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
西川友史会長 事務局	13番の柳田です。2月16日に宮内推進委員と現地確認を行いました。申請地は少し荒れているような状態です。周囲にも荒れている土地はあり、問題はないと思います。 7番 戸田町 本件は、一時転用に係る許可申請です。 整理番号6で報告した案件と関連があります。 土地の所在は、戸田町の田畑3筆 1,494平方メートルの内163平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は進入路で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 排水は、既存の水路に接続します。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします
柳田継男委員	13番の柳田です。2月16日に宮内推進委員と現地確認を行いました。申請地は太陽光発電設備を設置するために進入路が必要となるため設置します。 問題はないと思います。
西川友史会長 事務局	8番 戸田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田3筆 1,787平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 柳田継男委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 13番の柳田です。2月16日に宮内推進委員と現地確認を行いました。申請

西川友史会長 事務局	地は少し荒れているような状態です。周囲にも荒れている土地はあり、問題はないと思います。 9 番 戸田町 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、戸田町の田 1 筆 1,071 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は地下浸透です。 資金証明は金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長 柳田継男委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 13 番の柳田です。2 月 16 日に宮内推進委員と現地確認を行いました。申請地は少し荒れているような状態です。周囲にも荒れている土地はあり、問題はないと思います。
西川友史会長	本日の 5 条申請は以上 9 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 154 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 155 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。
事務局	1 番 乙子町 申請地は乙子町の 1 筆 63 平方メートルです。昭和 50 年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長 吉村太委員	続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 4 番吉村です。現地確認は 2 月 14 日に山根委員と行いました。申請地は乙子町の国営開発地のそばになります。申請書にもあるように昭和 50 年から耕作しておらず、山林化しておりましたので農地復旧は不可能だと思われます。 ご審議の程よろしく申し上げます
西川友史会長 事務局	2 番 匹見町広瀬 申請地は匹見町広瀬の 11 筆 5,226.61 平方メートルです。平成 3 年頃から

西川友史会長	耕作しておらず、山林化しており、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。 続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします 西川です。一部の農地は管理してあることを確認したため非農地証明はできませんが、その他の農地は山林化しており、とても入れるような場所ではなかったため、行けるところまでで確認をいたしました。農地への復旧は不可能だと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。 本日の農地でないことの確認は以上2件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございいますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第155号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。 そう致しますと本日の議事については以上でございます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第132号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が6件、再設定が13件、所有権移転が1件の合計20件、101,633.91㎡です。 「報第133号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は21件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は4件です。 「報第134号 農地法第18条の6項の規定による通知書の確認について」届出件数は1件です。解約理由は、貸借期間を統一するため、合意解約がなされたものです。 「報第135号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は3件です。解約理由は、1番～3番ともに農地を売買するため、合意解約がなされたものです。 「報第136号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」届出件数は1件です。 申請地は東町の田1筆 1,004㎡の内4㎡の一時転用です。事業施工者は〇〇です。 報告は以上でございます。
西川友史会長	ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがござい

ますか。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは無いようですので第 33 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上会議の顚末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

会 長

10 番

11 番

--	--